

道 民 意 見 提 出 手 続 の 意 見 募 集 要 領

令和7年11月26日

- 1 計画等の案の名称
北海道人権施策推進基本方針（第3次）素案
- 2 参考資料の名称
 - (1) 「北海道人権施策推進基本方針（第3次）」素案の概要
 - (2) 「北海道人権施策推進基本方針（第3次）」素案の概要（やさしい版）
- 3 計画等の案及び参考資料の入手方法
 - (1) 北海道のホームページ（環境生活部くらし安全局道民生活課ホームページに掲載）
(<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/dms/jinken/jinken-hp/r3housin.html>)
 - (2) 上記掲載情報は、以下の場所で閲覧可能です。
 - ア 北海道環境生活部くらし安全局道民生活課（道庁本庁舎12階）
 - イ 北海道総務部行政局文書課行政情報センター（道庁別館3階）
 - ウ 各総合振興局及び各振興局（石狩振興局を除く）行政情報コーナー※ 上記の場所において、紙媒体による閲覧又は配布をご希望の場合は、担当職員へお申し付けください。
- 4 意見等の募集期間
令和7年11月26日（水）～令和7年12月26日（金）最終日必着
- 5 意見等の提出方法及び提出先
 - (1) 郵便：〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
北海道環境生活部くらし安全局道民生活課
 - (2) FAX：011-232-4820
 - (3) メール：kansei.dousei@pref.hokkaido.lg.jp
- 6 意見募集結果の公表時期
提出された意見については、意見に対する考え方とともに令和8年（2026年）2月下旬頃を目途に「道民意見提出手続の意見募集結果」を公表します。
なお、意見募集の結果の公表は「3 計画等の案及び参考資料の入手方法」に記載の方法に準じて行います。
- 7 その他
 - (1) 意見の提出に当たっては、日本語でお願いします。
 - (2) 意見の提出に当たっては、住所、氏名（団体の名称）を記載してください。
なお、意見の要旨と併せて、意見を提出された方の住所（市区町村名のみ）を公表することがあります。
 - (3) 意見が長文の場合や大部の資料を添付する場合は、併せてその要旨を提出してください。
 - (4) 電子メールによる意見の提出は、ファイル形式をテキスト形式とし、添付ファイルによる提出はご遠慮願います。
 - (5) 意見受付後、約3日（土曜・日曜日、休日を除く）以内に受け付けた旨をご連絡いたしますので、連絡がない場合は、電話・ファクシミリ・郵便等でお問い合わせ願います。
なお、連絡は、電子メールの送信・電話・ファクシミリ・郵送等により行います。
 - (6) プライバシーを侵害する意見、誹謗中傷などの差別を助長する意見、個人情報に記載された意見は公表しない場合があります。

問い合わせ先

環境生活部くらし安全局道民生活課（人権施策係）

電話：011-206-6148（直通）